

第55回全国木材産業振興大会開催

島崎 政敏氏
大河原章吉氏

おめでとつございます

「つくる責任」・「つかう責任」・木材利用からアプローチするSDGsをメインテーマに掲げた第55回全国木材産業振興大会が、10月14日、札幌市の「かでる2・7（北海道立道民活動センター）」において開催されました。コロナ禍ではありましたが、全国から300名が参加しました。第1部は、開会の言葉、道木連会長からの歓迎のあいさ

つ、主催者あいさつ、来賓祝辞と続き、大会宣言（左記参照）の朗読、決議、決意表明が行われました。第2部は、旭山動物園（旭川市）園長の坂東元氏による「伝えるのは命 繋ぐのは命」今後は未来のために」と題した記念公演が行われました。動物の死も含めてありのままの姿を見せる工夫により世界有数の動物園となったこと、

人間の都合で有害とされていても生態系の一員であり不都合な生物はいないこと、ボルネオでの野生動物保護活動の中で森林との係わりを持ち、認証木材を適切に管理することが大事だと考えたことなど大変興味深い内容でした。第3部では表彰式が行われ、埼玉県からは、木材産業功労表彰として「全木連会長表彰状」を島崎政敏氏が、協同組合事業功績表彰として「林野庁長官感謝状」を大河原章吉氏が受賞されました。誠にめでとつございます。



大河原氏（左から2人目）



島崎氏（中央）

先進地視察報告

北海道立総合研究機構
森林研究本部林産試験場



CLT実験棟

全国木材産業振興大会の翌日（10月15日）、島崎会長以下6名で先進地視察を行いました。視察先は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場です。この林産試験場では、道産カマツ、トドマツを用いたCLTの製造技術に関する研究や多雪寒冷地におけるCLTパネルの各種性能の実証を行うために、CLT性能評価実験棟を建設しています。手作業を伴う小規模生産スタイルや、積層接着の工程が自動化された量産スタイルにおける適切な接着技術を検討、さらに生産性の向上を目指した接着技術の検討を行うとともに、CLT接合部に関する研究等各種試験を実施し、成果をおさめています。今回の視察では、実験棟を見学するとともに研究者との意見交換を行うことができ、大変有意義な視察となりました。

連載

川口地区木材商組合 会員事業所訪問（3）

会員事業所を毎号ご紹介するコーナーです。連載3回目は、川口地区木材商組合をご紹介します。

私たちは「川口地区木材商組合」は、設立73年目（前身の川口木材営業組合の創立は昭和初期）を迎えました。組合員数は現在28社。業界の発展、組合員相互の親睦や、研修、福利厚生の上を主に、近年はさいたま県産木材、合法木材、JAS構造材の普及啓発活動を積極的に行っています。

また、SDGsにつながる活動も推進しています。

「さいたま県産木材認証制度」のスタートと同時に、私たち多くの組合員は認証事業体として、良質な建築資材であるさいたま県産木材の普及に努めてきました。

また現在、世界の森林から違法に伐採された木材の流通を推進しています。

同時に、当組合ではJAS構造材もPRしています。生物資源である木材ですが、その中でもJAS構造材は規格により定められた厳格な審査をクリアしており、木材の特性に「安心」「信頼」が付与されている製品だからです。

日本の国土の3分の2を占める森林は、水を育む、気候変動を緩和する、山地災害を防止するなどの多面的機能を持っています。この機能の発揮がさまざまなSDGsに貢献しています。そして、森林から生み出される恵みを森林の整備・保全に還元させることで持続可能な大きな循環を作り出すことができます。私たちは木材供給業者の団体として、これらのSDGsにも積極的に取り組んでいます。



市産品フェアにて 揃いのユニフォームで



1978年から川口市内で開催されている「たたら祭り」には当初から参加し、当組合

埼玉県クリーンウッド普及促進地方協議会

令和3年11月24日設立

埼玉県産材をはじめとする合法木材の適切な利用拡大を通じて、森林の適正な整備・保全や地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山村地域の振興を図ることを目的に、令和3年11月24日、「埼玉県クリーンウッド普及促進地方協議会」が設立されました。

この協議会は、合法木材の普及啓発に関する情報の交換、合法木材の利用促進に関する各団体等への周知、合法木材の供給事業者等の登録支援等の活動を行います。

協議会の会員は、埼玉県農林部森づくり課、一般社団法人埼玉建築士会、埼玉木造建築協会、一般社団法人埼玉県木材協会です。

今後の活動に対する皆様のお力添えを、どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議会に関する詳細をお知りになりたい方は、県木協事務局までお問い合わせください。



注目です！

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、令和3年10月1日に施行されました。これにより、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されました。また、農林水産省の特別の機関として木材利用促進本部が設置され、建築物におけるさらなる木材利用の促進が期待されています。

【主な改正内容】

題名を改め、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示する改正を行うとともに、木材利用の促進に関する基本理念を新設。

公共建築物から建築物一般への拡大

基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大。また、建築物における木材利用を進めていくため、国または地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国または地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を行います。

木材利用促進本部の設置

農林水産省に、農林水産大臣を本部長、関係大臣を本部長とする木材利用促進本部を設置。基本方針の策定等が行われます。

建築物木材利用促進制度の創設

建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等と国または地方公共団体が協定を締結し、木材利用に取り組む制度を創設。川上と川中の事業者が協定に参画することで、地域材の利用促進にもつながります。

「木材利用促進の日」「木材利用促進月間の制定

国民の間に広く木材利用の促進についての関心と理解を深めるため、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化。普及啓発の取組を行うことができます。